



## 依存症について

### あなたに知ってほしいこと

#### 依存症とは

依存症は、快楽を得るために、依存している物質（アルコールや薬物など）や行為をやめようと思っけていてもやめられない状態をいいます。依存症は、必ずしも体の中に物質が入っているというわけではありません。依存症はアルコール・薬物・たばこなどの物質に依存する「物質嗜癖（しへき）」のほか、ギャンブル・買い物・仕事などに依存する「プロセス嗜癖」などがあります。近年、ギャンブル依存症（病的ギャンブリング）なども問題とされてきています。

#### こんなことに困っています

- 自分の力だけで依存を断ち切るのは困難です。

依存症は、心や体に変化が起こり、自分自身でもコントロールができない状態です。

依存には、自分の意志でコントロールできない「精神依存」や、実際にその物質を中断すると体に異常（離脱症状など）を生じる「身体依存」などが見られます。

- 依存症には治療が必要です。

依存症は病気であり、そのため、身体的、家族的、社会的に様々な問題が生じてきています。したがって、治療が必要とされますが、まだまだ個人の問題だととらえられ、なかなか治療に対する周囲の理解が得られないことがあります。



## こんな配慮をお願いします

依存症は、意志が弱いとか道徳観が低いからとか、家庭環境が悪いとかの社会問題として生じるものではなく、病気です。そのために、治療が必要です。治療の経過の中においては、家族や周囲の人が、依存症について正しく理解をし、関わるのが大切です。

依存症の治療は、その物質をやめ続ける以外にありません。  
例えば、アルコール依存症においては、節酒は不可能です。断酒以外に治療はありません。

医療機関においては、主に精神療法と薬物療法が行われます。薬物療法は、離脱症状（アルコールなどが体から抜けるときに出てくる症状で、強い不安・不眠に襲われたり、手の震えや、時に幻覚などが生じることもある）に対する治療、精神症状（幻覚や妄想、抑うつ状態、不安、不眠など）の治療、肝機能障害などの身体的治療が行われます。

また、依存症は、回復はあっても完全に治ることはなく、病気と上手につきあっていくことが重要です。しかし、これらを完全に断つことは本人だけの力ではなかなか困難であり、自助グループなどへ参加することが重要です。

### 詳しくは

#### 奈良県断酒連合会

〒631-0012 奈良市中山町 1716-1-102

電話：0742-93-9709 FAX：0742-93-9709

#### ワンネスグループ一般社団法人 GARDEN

〒635-0065 大和高田市東中2-10-18

電話：0745-22-0207 FAX：0745-43-5825



## 「てんかん」について

### あなたに知ってほしいこと

#### 「てんかん」とは

脳の神経の一部が活発に活動しすぎるために、てんかん発作がくり返しおきる病気です。てんかん発作は、神経の機能（はたらき）に対応した症状が現れます。身体の一部あるいは全身が痙攣したり、また意識だけが失われるなど症状は様々です。「てんかん」は、100～200人に1人の割合で生じ、日本には約100万人の方がおられると推計されています。遺伝病ではなく、どの年代でも見られる身近な病気で、薬や外科治療によって発作のほとんどはコントロールできます。

#### こんなことに困っています

- 正しい情報が知られていないため、「差別」や「誤解」、「偏見」が問題になりやすい病気です。
- 疲れすぎたり、寝不足が続くと発作が起きやすくなります。
- 発作が起きることへの不安から新しいことに挑戦することをあきらめたり、引きこもりがちになることもあります。



## こんな配慮をお願いします

### 「てんかん」について正しい理解をしましょう

#### てんかん発作がおこったら

- まず、あわてずに見守りましょう。
- まわりの人ができること
  - 危険を避ける  
意識の失われる発作では、危ないものを遠ざけましょう。  
倒れる危険性がある場合には、頭を床に打たせないようタオルなどやわらかいものを敷きましょう。
  - 動作に自然に寄り添う  
発作が起きている間は、無理に動かそうとせずにおきましょう。意識がなくて歩きまわるときは後ろから付いていくなど、自然に寄り添いましょう。
  - 発作の様子をくわしく見ておく  
発作の正しい時間を知るために時計を見る、発作の間の表情の変化を観察するなど発作の様子をくわしく見ておくこと病気を知らずにはいられません。
- やってはいけないこと
  - 口にハンカチなどの物を入れる
  - 痙攣を止めようと体を押さえる
  - 早く意識を戻そうとして刺激する
- 意識が回復しないのに次の発作が連続して起きる、痙攣発作が10分以上続くようなときには、病院で救急受診しましょう。

#### 詳しくは

公益社団法人日本てんかん協会奈良県支部

〒639-1042 大和郡山市小泉町246-3 com.きらめき内

電話：0743-54-1430 FAX：0743-54-1430





# 高次脳機能障害について

## あなたに知ってほしいこと

### 高次脳機能障害とは

人間の脳には、体を動かしたり、見たものや聴いたものを直接感じる「一次脳」と、それらの様々な情報を互いに伝えあう高度な働きをする「高次脳」とがあります。

交通事故などの頭部外傷や、脳出血・脳梗塞などの脳血管疾患、病気によりこの高次脳に損傷がおきると、「言語」「思考」「記憶」「注意」などの様々な脳機能の一部に障害が起きることがあります。これが高次脳機能障害です。

しかし、外見から分かりにくく、周囲の人が理解することが難しく、本人自身も自分の障害を十分に認識できないことがあります。一人ひとりの症状も異なり、問題点が特定の状況にならないと見えてこないこともあります。主な原因に、脳卒中・脳外傷・脳腫瘍・脳炎・低酸素脳症などがあります。

### こんなことに困っています

#### ●記憶障害

新しいことが覚えられない、同じ事を何度も聞く、物を失くしても自分で探し出せない

#### ●注意障害

気が散りやすい、同じミスを繰り返す、同時に複数のことができない

#### ●遂行機能障害

自分で物事を実行することができない  
人に指示してもらわないと、今すべきことができない

#### ●失語

話そうとしてもうまく話せない

#### ●感情と社会的行動の障害

些細なことですぐに怒るなど感情のコントロールが低下  
依存的になったり、子どもっぽくなったり、相手のことを考えられないなど  
人が変わったみたい

#### ●外見からは見えにくい障害

救命救急医療の発達で、社会復帰を果たしたものの「以前と何かが違う」と感じますが、本人も周りも理由がわからずとまどい、誤解し、トラブルになることがあります。



## こんな配慮をお願いします

### 正しい理解と支援が求められています

以前と違って日常生活や対人関係、仕事などがうまく行かず自信をなくし、混乱や不安の中にいることを理解しましょう。これまでの生活や人生観などを尊重した関わりをもつようにしましょう。

### 具体的に伝えましょう

ゆっくり、わかりやすく、具体的に話しましょう。  
情報は、メモを書いて渡し、絵や写真、図なども使って伝えましょう。  
何かを頼むときには、一つずつ、具体的に示しましょう。

### 気分転換を促しましょう

疲労やいらいらする様子が見られたら一休みして気分転換を促すようにしましょう。

### 「簡単」「シンプル」に！

「手順を簡単にする」「日課をシンプルにする」「手がかりを増やす」など、環境の調整をすることが大切です。

### 詳しくは

#### 奈良脳外傷友の会あすか

〒636-0311 磯城郡田原本町八尾62-5 (大久保方)

電話：0744-33-5980 FAX：0744-33-5980



## 身体障害者補助犬について

### あなたに知ってほしいこと

#### 身体障害者補助犬とは

身体障害者補助犬とは、目・耳・手足に障害のある方の生活をサポートする「盲導犬」「聴導犬」「介助犬」のことです。「身体障害者補助犬法」に基づき認定された犬で、特別な訓練を受けています。障害のある方のパートナーであり、ペットではありません。きちんと訓練され管理も行われているので、社会のマナーも守れますし、清潔です。だからこそ、人が立ち入ることのできる様々な場所に同伴できます。

##### ●盲導犬

街中で視覚障害のある方を、障害物をよけながら安全に誘導します。ハーネス（胴輪）をつけています。



##### ●聴導犬

聴覚に障害のある方に音を知らせます。お湯の沸いた音、ドアチャイム、電話の着信音などを聞き分けて伝えます。「聴導犬」と書かれた表示をつけています。



##### ●介助犬

手や足などに障害のある方の日常生活動作をサポートします。電気を付けたり、物を拾って渡したり、着脱衣の介助などをします。「介助犬」と書かれた表示を付けています。





## 身体障害者補助犬の受入れへ 御理解と御協力をお願いします

補助犬は、「身体障害者補助犬法」において、人の立ち入ることのできる様々な場所で受け入れるよう義務づけられています。きちんと訓練され管理も行われているので、社会のマナーを守ることができ、清潔です。だからこそ、さまざまな場所に同伴できます。補助犬は、身体に障害のある方の自立と社会参加に重要な役割を担っています。御理解いただき、御協力をお願いします。

- 工作中的補助犬には、話しかけたり、勝手にさわったりして気を引く行為をしないようにしましょう。
- 補助犬に食べ物や水を与えないようにしましょう。ユーザーは与える食事の量や水の量、時刻をもとに犬の排泄や健康を管理しています。
- 補助犬は、ユーザーの指示に従い待機することができるので、特別な設備は必要ありません。
- 受入れの際、他のお客様等には、「身体障害者補助犬法」において受入れ義務があること、補助犬の行動や管理はユーザーが責任をもって行っていることを説明し、理解を求めてください。
- 補助犬が通路をふさいだり、匂いをかぎ回るなど困った行動をしている場合は、補助犬ユーザーにはっきり伝えてください。
- 補助犬を同伴していても援助を必要とする場合があります。困っている様子を見かけたら、声をかけ、コミュニケーションをとってください。

### 詳しくは

奈良県健康福祉部障害福祉課

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

電話：0742-27-8517 FAX：0742-22-1814





# コミュニケーションボードについて

## あなたに知ってほしいこと

### コミュニケーションボードとは

障害のある人の中には、話し言葉でのコミュニケーションが苦手な人もおられます。しかし、絵や記号などわかりやすい方法があれば伝え合えることがあります。「コミュニケーションボード」とは、話し言葉に代わるコミュニケーションツールです。言葉でうまく伝え合えないとき、またそのやりとりの最中にこのコミュニケーションボードを差し出し、絵を指さしてもらいましょう。

### コミュニケーションボードの使用方法

#### 1) 基本的な使い方

- 言葉でうまく伝え合えないとき、そのやりとりの最中に「コミュニケーションボード」を指さしてもらいます。
- 「コミュニケーションボード」を使うときは、多くの言葉を使うことはやめ、多少ゆっくり見せて指さしできるよう待ちましょう。
- 「コミュニケーションボード」がわからなくても、実物や写真ならわかる場合があります。また、文字や絵を書くことができる人もいます。
- 指さしすることが困難な人には、こちらが指さして聞きましょう。

#### 2) マニュアル

##### (1) こんな時、「コミュニケーションボード」の出番です

- 当事者が困っている  
→そわそわしている・ぶつぶつ言っている・困っている
- 対応する側が困っている  
→言葉の意味が通じない・何を言っているのかわからない・何かを伝えたいことはわかる

##### (2) 「コミュニケーションボード」を利用しましょう

- 「わたしの伝えたいこと」を見せ、絵を指さしてもらいます。
- 指さした内容に答えましょう。

##### 【※指させない場合】

- 「なに？」と問いかけて、指さしの見本を示しましょう。
- 「トイレ？」「いたい？」のように、推測されることを指さして聞いてみます。
- それでもうまく行かない場合は、一つずつ指さして聞いてみましょう。



# つた わたしの伝えたいこと

What I want to communicate





けいさつ

警察

Police station



道をおしえて

Please show me the way



おとした

I lost something



たすけて

Help

びょういん

病院

Hospital



いたい

Pain



からだ  
(どこ?)

Which body part ?



薬はどこ?

Where is the medicine ?

What is your \_\_\_\_\_ ?

あなたの？



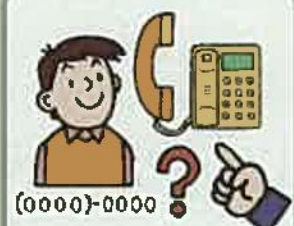
名前

Name



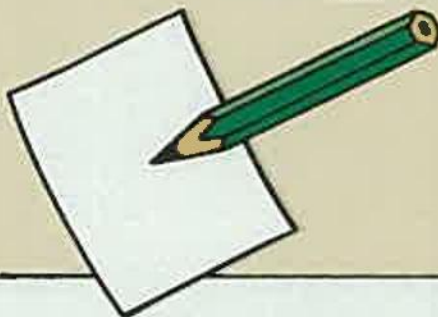
住所

Address



電話

Telephone number



名前

住所 〒

電話



## 関係機関一覧

奈良県と鳥取県は、「あいサポート運動の共同推進に関する協定」を締結し、平成25年8月から、あいサポート運動を連携して取り組むこととしました。

ここでは、奈良県における関係機関を掲載します。

### 【障害についてのお問い合わせ先（本文の再掲）】

区 分	名 所 在 地	電 話	関連 ページ
		F A X	
視覚障害	一般社団法人奈良県視覚障害者福祉協会 〒634-0061 橿原市大久保町320-11 奈良県社会福祉総合センター内	0744-29-0144	4
		0744-23-5999	
聴覚・言語障害	一般社団法人奈良県聴覚障害者協会 〒634-0061 橿原市大久保町320-11 奈良県社会福祉総合センター内 奈良県中途失聴・難聴者協会 〒632-0043 天理市佐保庄町218（出口方） 奈良交声会 〒630-8014 奈良市四条大路1丁目27-16（小寺方）	0744-29-0133	6
		0744-29-0134	
		—	
		0743-66-0847	
盲 ろ う	奈良盲ろう者友の会 やまとの輪 e-mail yamatonowa0222@yahoo.co.jp 電話の場合は県障害福祉課あてにご連絡ください。	—	8
		0742-46-3183	
肢体不自由	奈良県身体障害者福祉協会連合会 〒634-0061 橿原市大久保町320-11 奈良県社会福祉総合センター内 奈良県肢体不自由児・者父母の会連合会 〒634-0061 橿原市大久保町320-11 奈良県社会福祉総合センター内 一般社団法人日本筋ジストロフィー協会 奈良県支部 ※県障害福祉課あてにご連絡ください	0744-29-0179	10
		0744-29-0178	
		0744-29-0140	
		0744-21-6112	
内部障害	奈良県身体障害者福祉協会連合会 〒634-0061 橿原市大久保町320-11 奈良県社会福祉総合センター内	0744-29-0179	12
		0744-29-0178	
重症心身障害	奈良県重症心身障害児（者）を守る会 〒631-0072 奈良市二名4-1193-17（江原方）	0742-43-6782	14
		0742-43-6782	
知的障害	一般社団法人奈良県手をつなぐ育成会 〒634-0061 橿原市大久保町320-11 奈良県社会福祉総合センター内	0744-29-0150	16
		0744-29-0151	
自閉症・発達障害	特定非営利活動法人奈良県自閉症協会 〒639-1055 大和郡山市矢田山町84-10（河村方）	0743-55-2763	18
		0743-55-2763	
精神障害	特定非営利活動法人奈良県精神障害者家族会連合会 〒639-1042 大和郡山市小泉町73-1 地域活動支援センターふらっと内	0743-55-4666	20
		0743-55-4666	
依 存 症	奈良県断酒連合会 〒631-0012 奈良市中山町1716-1-102 ワンネスグループ一般社団法人 GARDEN 〒635-0065 大和高田市東中2-10-18	0742-93-9709	22
		0742-93-9709	
		0745-22-0207	
てんかん	公益社団法人日本てんかん協会奈良県支部 〒639-1042 大和郡山市小泉町246-3 Com.きらめき内	0745-43-5825	24
		0743-54-1430	
高次脳機能障害	奈良脳外傷友の会 あすか 〒636-0311 磯城郡田原本町八尾62-5（大久保方）	0743-54-1430	26
		0744-33-5980	
		0744-33-5980	



**【県の障害福祉関係機関】**

名 称	所在地／連絡先	内 容
奈良県心身障害者福祉センター	〒636-0344 磯城郡田原本町宮森34-4 TEL:0744-33-3393 FAX:0744-33-1199	障害のある方を対象とした、研修会やスポーツ・レクリエーション等の活動の場を提供します。体育館、プール、簡易宿泊所、会議室、研修室、講習室、機能訓練室等の設備があります。
奈良県視覚障害者福祉センター	〒634-0061 橿原市大久保町320-11 県社会福祉総合センター3F TEL:0744-29-0123 FAX:0744-29-0127	点字図書館、研修室、会議室等の設備があり、視覚障害のある方に対する録音図書や点字図書の貸出しを行ったり、点訳・音訳ボランティアの養成講座等を行っています。
奈良県聴覚障害者支援センター	〒634-0061 橿原市大久保町320-11 県社会福祉総合センター4F TEL:0744-21-7881 FAX:0744-21-7888	手話通訳者等が常駐し、聴覚障害のある方に情報提供や相談支援を行うほか、手話通訳者等の養成・派遣、聴覚障害者用字幕（手話）入り映像の製作・貸出等を行っています。
奈良県身体障害者更生相談所 奈良県知的障害者更生相談所	〒636-0393 磯城郡田原本町多722 県総合リハビリテーションセンター内 TEL:0744-32-0210 FAX:0744-32-0650	医師・ケースワーカー・心理判定員等の職員が、市町村などの関係機関と連携をとりながら、身体障害や知的障害のある方の自立と社会参加を支援するための専門的な相談や判定等を行っています。
奈良県心身障害者歯科衛生診療所	〒634-0061 橿原市大久保町320-11 県社会福祉総合センター2F TEL:0744-29-0115 FAX:0744-29-0116	一般の歯科診療所では診療が困難な障害のある方に対する歯科診療を行っています。
奈良県障害者総合支援センター	〒636-0393 磯城郡田原本町多722 TEL:0744-32-0200 FAX:0744-32-0208	子どもから大人まで障害を持つ人の社会参加と社会自立を促進するため、各種相談や入所・通所での機能回復訓練等による支援を総合的に行います。
奈良県精神保健福祉センター	〒633-0062 桜井市粟殿1000 TEL:0744-43-3131 FAX:0744-42-1603	精神科医・保健師・精神保健福祉士・心理判定員等の職員が、保健所などの関係機関と連携をとりながら、精神障害のある方の自立と社会参加を支援するための専門的な相談や判定等を行っています。
発達障害支援センター 「でいあー」	〒630-8424 奈良市古市町1-2 仔鹿園内 TEL:0742-62-7746 FAX:0742-62-7747	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等がある方とその家族等に対する支援を行います。
高次脳機能障害支援センター	〒636-0393 磯城郡田原本町多722 県障害者総合支援センター内 TEL:0744-32-0205 FAX:0744-32-0334	外傷性脳損傷や脳血管障害等の後遺症として日常的に大きな支障をもたらす高次脳機能障害がある方とその家族等に対する支援を行います。



## サポーター宣言

わたしたちは、多様な障害の特性を理解し、  
お互いが分かり合えるように努めます。

わたしたちは、日常生活で  
障害のある方が困っている場面を見かけたら、  
声をかけ、手助けを行います。

わたしたちは、「あいサポート」バッジを身につけ、  
気軽に声をかけやすい環境をつくります。

わたしたちは、「あいサポート」の仲間の輪を広げ、  
共に生きるよろこびを伝えます。



### あいサポートバッジについて (障害者サポーター シンボルバッジ)

障害のある方を支える「心」を2つのハートを重ねることで表現しました。  
後ろの白いハートは、障害のある方を支える様子を表すとともに、  
「SUPPORTER (サポーター)」の「S」を表現しています。

ベースとしている「橙色 (だいだいいろ)」は、鳥取県出身で日本の障害者福祉に尽力された糸賀一雄氏の残した言葉「この子らを世の光に」から「光」や、「暖かさ」をイメージするものとしています。

また、「だいだい (代々)」にちなみ、あいサポーター (障害者サポーター) が広がって、共生社会が実現されることへの期待も込められています。

**「あいサポート」とは**

「愛情」の「愛」、私の「I」に共通する「あい」と、支える、応援する意味の「サポート」を組み合わせ、障害のある方を優しく支え、自分の意志で行動することを意味しています。



平成 28 年 1 月改訂

編集・発行 奈良県健康福祉部障害福祉課  
〒630-8501 奈良市登大路町30番地  
電話：0742-27-8517 FAX：0742-22-1814